

函館西部地区ウェルネスパスポート利用規約

この利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、一般社団法人函館国際観光コンベンション協会（以下、「当協会」といいます。）が管理・運営する販売商品「函館西部地区ウェルネスパスポート」（以下、「本商品」といいます。）について、お客様（以下、「利用者」といいます。）の利用する際の条件・遵守事項等を定めるものです。本規約に従って、函館西部地区ウェルネスパスポートをご利用いただきます。

第1条（商品内容について）

1. 本商品は、レンタル自転車と谷地頭温泉入浴券がセットになったデジタルパスポートです。また、当協会指定の条件下で所定の飲食店でサービス提供を受けることができます。

第2条（利用申し込み）

2. 利用申し込みはインターネットで専用ウェブサイトから本商品をご予約・ご購入のうえお申し込みください。
3. 前日までにご購入いただき、かつ当協会運営事務局の営業時間内（平日 9:00～17:00）にご予約が完了した場合、ご登録いただいたメールアドレスへ本商品のデジタルパスポートを開く為のURLをメールでご連絡いたします。それ以外の場合は、当日に函館市観光案内所（以下、「案内所」といいます。）でURLをお渡しいたします。
4. 事前の連絡がなく予約時間から1時間が経過した場合、キャンセルされたとみなします。
5. 当日のキャンセル及び第4項に該当するキャンセルは、本商品の料金の100%をお支払いいただくこととし、返金はいたしません。

第3条（利用方法）

6. 本商品のデジタルパスポートは、スマートフォンのブラウザを使ってご利用いただきます。特別なアプリのダウンロードは必要ありません。
7. 本商品に付随するレンタル自転車の貸出・返却場所は案内所とし、他所での受付はできません。
8. 利用者はレンタル自転車貸出手続きの際に身分を証明できるもの（運転免許証、パスポート、健康保険証、学生証等）をご提示ください。
9. 申込内容に虚偽の申告があった場合は、利用をお断りさせていただくことがあります。
10. 案内所でレンタル自転車に関する説明を受けていただきましたら、電子スタンプを押下いたします。
11. 谷地頭温泉への入浴に伴う受付を行う際も電子スタンプを押下いたしますので、デジタルパスポートを開けるようにご準備ください。
12. レンタル自転車と一緒に貸出をするヘルメットの提示でウェルネスパスポート特典施設のサービスを享受できます。

第4条（利用条件）

13. レンタル自転車はクロスバイクです。第6条で示す利用期間内の貸出・返却が必須です。
14. 本商品の特性上、スマートフォンを所持していることを前提とし、スマートフォンで閲覧可能なメールアドレスが必要です。
15. 18歳以上かつ慎重 145cm以上の方の利用に限ります。ただし、保護者同伴の場合は保護者の責任において13歳以上の方もご利用になれます。
16. 運転中は必ずヘルメットをご着用ください。

第5条（利用料金）

17. 本商品のご利用については1人につき2,200円（税込）をお支払いいただきます。
18. 案内所への集合前・解散後の移動については利用者にてお手配ください。

第6条（利用期間）

19. 貸出・返却の受付は貸出当日の9:00～18:00までです。
20. 日を跨いでの貸出は行っておりませんので、必ず当日中に返却を行ってください。
21. 連絡なく返却時間を過ぎた場合かつ悪質と判断する際は、延滞料を申し受ける等の処置をとる場合があります。

第7条（注意事項）

22. 交通法規を厳守し安全運転を心がけてください。
23. レンタル自転車を離れる際は必ず施錠を行い、盗難・紛失等が起きないように努めてください。

第8条（自転車及び貸与物品の故障・損傷）

24. 利用中にレンタル自転車及び貸与物品の故障や損傷があった場合は、直ちに利用を中止し、速やかに案内所へご連絡ください。
25. 故障・損傷したレンタル自転車及び貸与物品は、そのまま案内所へ持ち込んでください。故障や損傷が利用者の不注意等に起因する場合は修理代金または購入代金をご負担いただきます。
26. レンタル自転車がパンクをした場合は、案内所までご連絡ください。連絡なくパンクしたまま走行を行なった場合、かつ著しくタイヤが損傷したと認められる場合は修理代金をご負担いただきます。
27. 事前の了解なく利用者自身でレンタル自転車を修理された場合、当協会は修理費用を負担できません。

第9条（自転車及び貸与物品の盗難・紛失）

28. 利用中にレンタル自転車及び貸与物品の盗難・紛失等が発生した場合、速やかに所轄の警察署及び当協会まで連絡をしてください。

29. レンタル自転車を施錠せず放置した、ヘルメットや鍵等の貸与物品から目を離したなど利用者に起因する盗難・紛失が発生した場合は、利用者に修理代金または購入代金をご負担いただきます。

第 10 条（事故）

30. 利用中に事故にあった場合は、速やかに所轄の警察署に届ける等の法令で定められた処置を取り、案内所に事故発生の日時、場所、原因、事故の状況等を報告してください。
31. 事故について示談等が必要な場合は、利用者の責任によって行われ、当協会は事故に関する一切の責任を負いません。
32. 当協会がやむなく損害賠償を支払った場合を含め、当協会が被害を被った場合には、利用者へ損害賠償を請求することがあります。

第 11 条（補償）

33. 当協会は、本契約に基づいて利用者に対するレンタル自転車の搭乗中については、下記の条件のとおり各種損害保険を付保するものとし、利用者が負担した第 15 条の賠償責任の限度内で補償するものとします。
- (1) 死亡・後遺障害 500 万円、入院保険金日額 10,000 円、通院保険金日額 5,000 円。
※レンタル自転車搭乗中のみが補償期間となります。
- (2) 賠償責任は、対人最高 1 億円となります。
※レンタル自転車搭乗中のみが補償期間となり、自転車の利用に起因して第三者に身体障害や財物損壊を与えた場合の法律上の賠償責任に限ります。
34. 前項に定める補償限度額を超える損害については、利用者の負担とします。
35. 警察及び当協会に届出のない事故、もしくは利用者が本規約に違反して発生した事故による損害については、損害保険及び当協会の補償制度による損害てん補が受けられないことがあることを利用者は異議なく承諾します。
36. 第 35 項のほか、各種損害保険の保険約款の免責事項（保険金を支払わない場合）に該当する場合等保険約款により、第 33 項に定める補償は適用されない場合があり、これらの損害については、利用者がすべて負担するものとします。
37. 本条は、各種損害保険の概要をご紹介しますものです。詳細は保険約款によりますが、契約手続きや保険金請求手続き等詳細につきましては、当協会までお問い合わせください。

第 12 条（定期点検整備）

38. 当協会は、レンタル自転車に対して、当協会の定める基準により定期点検整備を実施します。

第 13 条（利用前点検）

39. 利用者は、出発前にレンタル自転車のブレーキの効き、タイヤの空気圧等について、安全かつ適切に利用ができる状態であることを確認するものとします。
40. 利用者は、レンタル自転車及び貸与物品の紛失等及び整備不良を発見した際は、案内所スタ

ップに申し出、利用をしないものとします。

41. 前項の申し出がないままレンタル自転車を利用した場合、当協会は貸出時において、レンタル自転車及び貸与物品の紛失用及び整備不良はなかったものとみなすものとします。

第 14 条（管理責任）

42. 利用者は善良な注意をもってレンタル自転車を利用・保管するものとします。
43. 前項の管理責任は、レンタル自転車貸出手続きが完了したときより始まり、当該レンタル自転車の返却手続きを完了したときに終了するものとします。

第 15 条（賠償責任）

44. 利用者は、本規約の各条項に定めるほか、利用者がレンタル自転車を利用して第三者又は当協会に損害を与えた場合には、その損害を賠償する責任を負うものとします。ただし、利用者の責に帰さない事由による場合は除きます。

第 16 条（免責）

45. 利用者は、理由の如何に関わらず、レンタル自転車を利用したこと又はレンタル自転車を利用できなかったことにより自らに損害が生じた場合でも、当協会に故意又は重過失がある場合を除き、当協会がレンタル自転車の利用の対価として当該利用者より受領した金額を超えて損害の賠償を請求することができないものとします。

第 17 条（禁止事項）

46. 利用者は次の行為をしないでください。
 - (1) 飲酒・無謀運転、その他交通法規に違反する行為
 - (2) 危険箇所・その他不適切な場所での利用
 - (3) 自転車放置禁止区域内及び歩行者や自転車の通行障害となるような場所での駐輪
 - (4) 自転車又は付属品の改造等現状の変更
 - (5) 運転中に当該自転車の異常（パンク等）を認めた場合、運転を継続する行為
 - (6) 利用申込者以外の第三者に使用させること
 - (7) 公序良俗に違反する利用

第 18 条（利用取消）

47. 利用者が本利用規約に違反した場合は、本商品の利用を停止しレンタル自転車を返却していただきます。
48. 違反により返却を行った場合でも発生した料金の払い戻しは一切いたしません。
49. 違反により当協会または第三者に被害を被った場合、利用者へ損害賠償を請求する場合があります。

第 19 条（規約等の変更）

50. 当協会が必要と判断した場合には、利用者に通知することなくいつでも本規約を変更することができるものとします。

第 20 条（個人情報の取扱い）

51. 利用者の個人情報は、本商品に関わる業務及び当協会の事業活動に関する分析・統計以外の目的では使用しません。

附 則

この規約は、2024 年 4 月 1 日から施行します。

この規約は、2024 年 5 月 9 日から施行します。